

指定停止措置一覧

令和7年11月17日現在

工事関係

No.	資格者名	本社所在地	指定停止の理由	該当事項	指名停止期間
1	県南造園土木株式会社	奥州市水沢真城字北塩加羅 157-1	当該資格者が、令和6年9月11日、岩手県発注の「森林管理道漆山線（第1工区）開設工事」において、工事の安全管理措置が不適切であったため、作業員1名を死亡させ、岩手県より指名停止措置を受けたことによる。	別表第2第5号（2）のア（不正又は不誠実な行為）	R7.11.13～ R7.12.12 （1月）
2	有限会社関建設	宮古市磯鶏 2-4-18	令和7年10月10日、経営状況の悪化のため、市営西ヶ丘団地住宅3号棟外壁改修工事を完成できない旨工事続行不能届の提出があり、令和7年10月16日契約を解除したことによる。	別表第1第4項の（2）（契約違反）	R7.11.17～ R8.2.16 （3月）